

雲南市森林整備計画

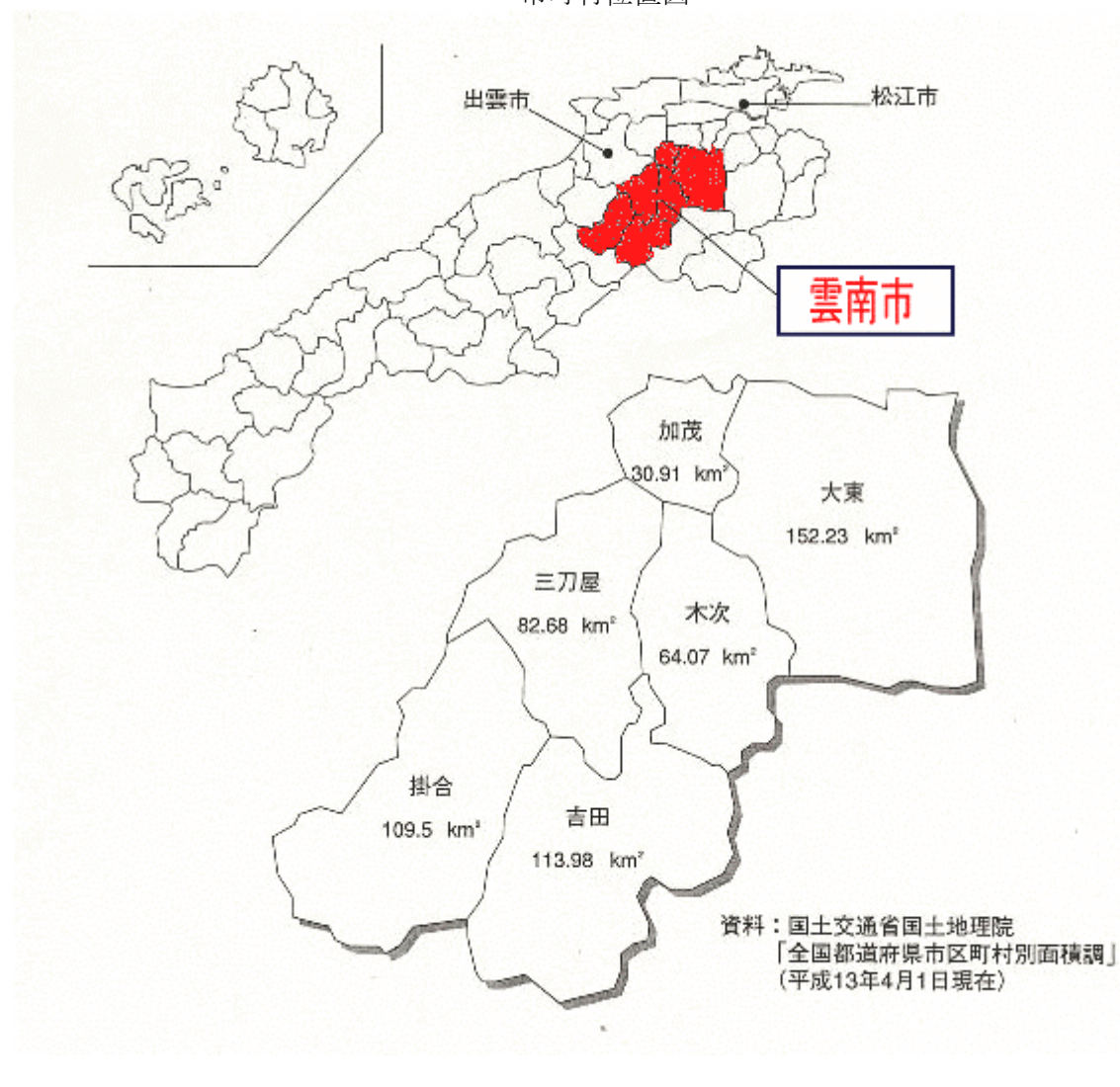
計画時期 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 5 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 15 年 3 月 31 日} \end{array} \right)$

〔第 1 次変更 令和 7 年 4 月 1 日〕

島 根 県 雲 南 市

この雲南市森林整備計画は、森林法第10条の6第3項の規定に基づいて一部を変更するものである。

市町村位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 皆伐後の更新に関する事項	5
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	5
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の作業種別の標準的な方法	12
3 早生樹に関する事項	14
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における森林施業の方法	16
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5 その他必要な事項	19
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4 その他必要な事項	20
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3 作業路網の整備に関する事項	21
4 その他必要な事項	22

第 8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・ 2 2
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・ 2 2
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・ 2 2

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・ 2 3
- 2 その他必要な事項・・・ 2 3

第 2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法・・・ 2 3
- 2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）・・・ 2 4
- 3 林野火災の予防の方法・・・ 2 4
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・ 2 4
- 5 その他必要な事項・・・ 2 4

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・ 2 6
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に
関する事項・・・ 2 6
- 3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項・・・ 2 6
- 4 その他必要な事項・・・ 2 6

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

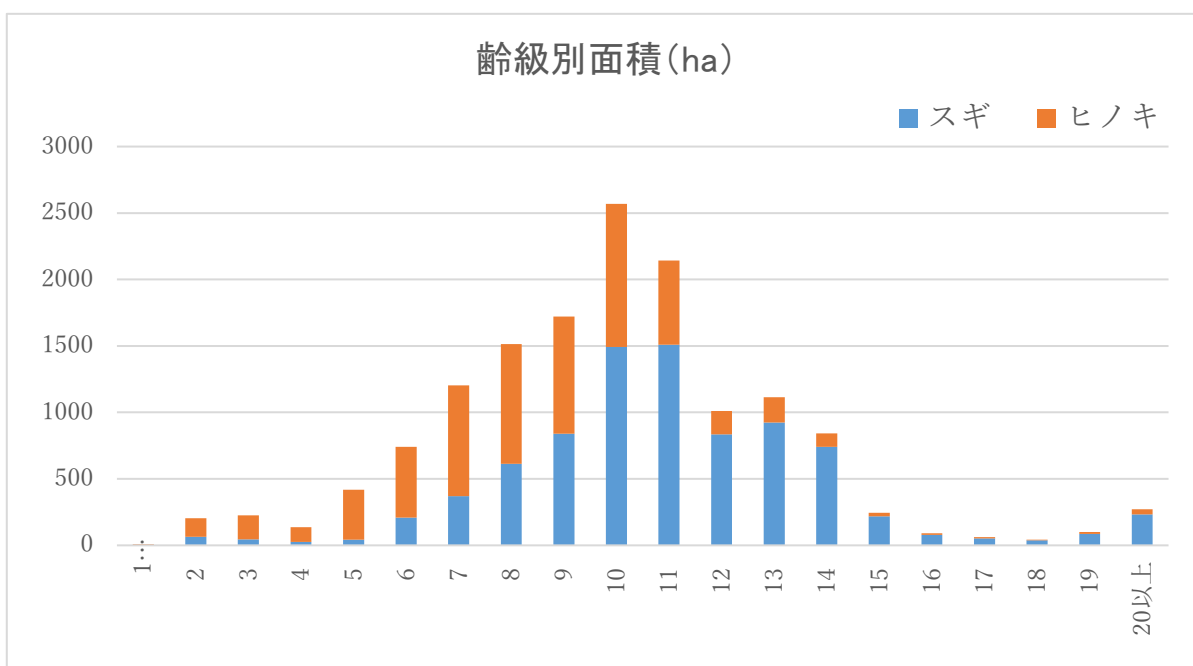
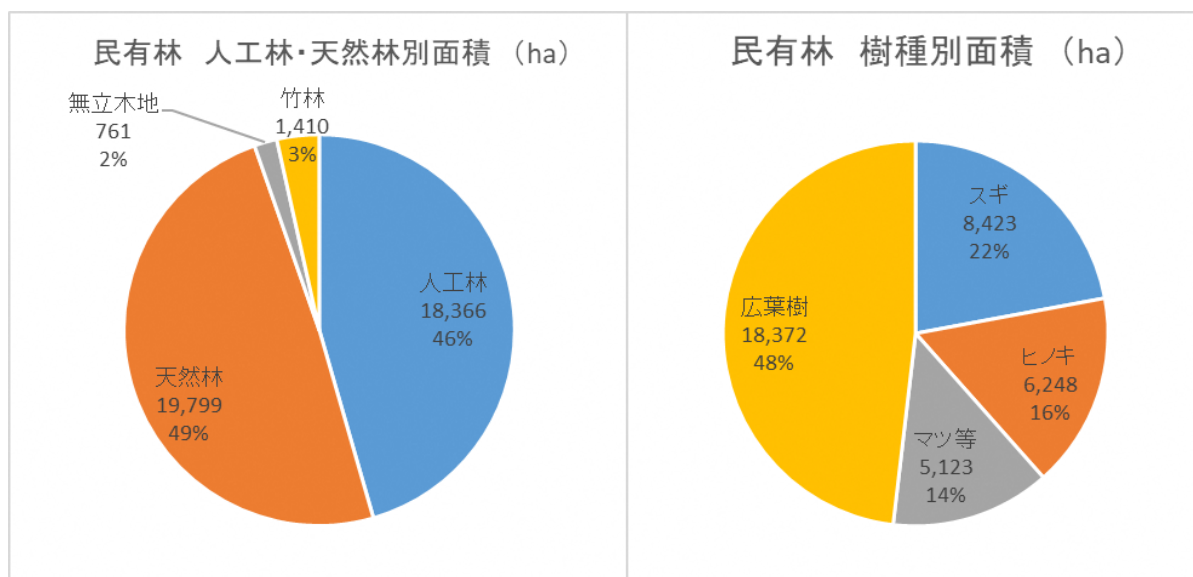
- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・ 2 7
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・ 2 9
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・ 2 9
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・ 2 9
- 5 住民参加による森林整備に関する事項・・・ 2 9
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・ 3 0
- 7 その他必要な事項・・・ 3 0

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の土地面積は 55,318ha、そのうち森林面積は 43,527ha、森林率は 79%であり、民有林は 40,337ha で森林面積の 93%を占め、蓄積量は 14,199 千 m^3 である。

民有林のうち人工林は 18,366ha、人工林率は 46%（県平均 38%）である。森林資源の多くが利用時期にあり、循環利用を図るための適正な森林整備を推進する必要がある。森林整備を着実かつ合理的に推進していくため、その基盤である林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備を推進するとともに、森林施業の集約化の取り組みが必要となる。また、林業生産活動を通じ、森林資源の質的な充実、水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮、温室効果ガス削減に資するための健全な森林整備及び保全の一層の推進が必要である。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

木材生産機能を有する森林

機能別施業森林の名称	森林機能の役割
木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林 (略称:木材等生産機能維持増進森林)	・ 木材等森林で生産される資源を持続的に生産する働き 【望ましい森林の状態】 ・ 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用可能な樹木により構成され、林道等の生産基盤が充実した森林や、架線などを活用し木材生産が実行可能な森林

公益的機能を有する森林

機能別施業森林の名称	森林機能の役割
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称:水源涵養 ^{かん} 機能維持増進森林)	・ 土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに、渇水を緩和する働き 【望ましい森林の状態】 ・ 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称:山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)	・ 自然現象等による土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃を防ぎ、山地災害の発生を防ぐ働き 【望ましい森林の状態】 ・ 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称:快適環境形成機能維持増進森林)	・ 強風、飛砂、騒音等の森林以外で発生する要因による生活環境の悪化を防止するとともに、気温、湿度など調整し、快適な生活環境を保全・形成する働き 【望ましい森林の状態】 ・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称:保健文化機能維持増進森林)	・ 文化的、教育的、保健休養的な様々な活動のための場の提供、感銘を与える優れた自然景観の維持・増進に寄与する働き並びに原生的な環境の保護、多様な動植物の生息環境の保存等を通じて、森林生態系を構成する生物を保全するとともに学術の振興に寄与する働き 【望ましい森林の状態】 ・ 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・ 史跡、名勝等と一体となり、うるおいのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、公益的機能別施業森林と木材生産の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定し、斐伊川地域森林計画に定める「森林の整備及び保全の基本方針」に基づき、森林の公益的機能を発揮させつつ、木材供給源として活用する「積極的な森林経営」と継続的な公益的機能の発揮を重視する「コストを抑えた森林管理」により適切な森林整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者等への働きかけや情報提供などの普及啓発活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進する。

また、関係行政機関、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連携を図りながら森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継者の育成、林業機械化の促進および木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を、林業関係者が一体となって計画的に推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢については、斐伊川地域森林計画に定める「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下表のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地区	樹 種 （ 林 齢 ）						
	ス ギ	ヒ ノ キ	コウヨウザン	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	40	45	25	35	45	15	25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

斐伊川地域森林計画に定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を以下のとおり定める。

- ① 木材等生産機能維持増進森林においては、皆伐を中心とした伐採方法とする。
- ② 自然条件及び公益的機能確保の必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積は、次期生産のための適正な規模であり、かつ更新が確実に行われる規模とする。
- ③ 伐採は、予め伐採後の更新を計画して行うものとする。
天然更新を行う場合は、更新を確保するための伐採地の形状、母樹の保存等に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を設置する。
人工造林を行う場合は、伐採者と造林者が連携した取組のもと全木集材を行うなど伐採後に行われる地拵え、植栽に配慮したものとする。
- ④ 主伐時期は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、用途に応じた適正な林齢での伐採に努める。
- ⑤ 人工林の生産目標ごとの伐採時期（間伐を含む）は、次表を目安として定める。

単位 径級：c m

地 域	樹 種	標準的な施業体系による		伐採時期 (間伐を含む)
		生産目標	期待径級	
全 域	スギ	製材用（一般建築）	2 2	4 0 年～
		製材用（大径造作）	3 2	8 0 年～
		合板用	2 0	3 5 年～
	ヒノキ	製材用	2 2	4 5 年～
	コウヨウザン	合板用	2 0	2 1 年～
	マツ	製材用	2 2	4 0 年～
		チップ用	1 9	3 5 年～
	クヌギ	シイタケ原木	1 2	1 5 年～
	広葉樹	チップ用	1 5	2 5 年～

- ⑥ 主伐で択伐を選択する場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合は40%以下）で実施するものとする。

伐採及び集材にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法で行うものとする。

3 皆伐後の更新に関する事項

スギ、ヒノキ等の針葉樹林を皆伐する場合は人工造林を基本とし、更新が確実な森林に限り天然更新を行うこととする。

マツ、広葉樹を皆伐する場合は、萌芽更新又は天然下種更新が確実な森林に限り天然更新を行うこととし、条件に応じて人工造林を行うこととする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産等生産機能の発揮が期待され、将来にわたって育成単層林として維持する森林について行うこととする。

また、「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」及び「新たな再造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者が連携して造林の計画を作成し、確実な更新と低コスト再造林を行うこととする。

(1) 人工造林の樹種に関する事項

人工造林を行う際の樹種の選定については、斐伊川地域森林計画に定める「人工造林に関する指針」に基づき、適地適木を基本とし、自然条件、各樹種の特質、木

材の需要動向、将来の用途等を勘案して樹種を定めることとする。

また、林業経営サイクルの短期化を図る場合は、早生樹の植栽を推進する。

なお、健全で多様な森林づくりを図る観点から、可能な範囲内で郷土樹種を含め幅広い樹種の選択についても考慮することとする。

苗木については、成長が良く、材質に優れた特定母樹の種穂から育成される苗木や花粉発生源対策に取り組むため少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

(主な植栽樹種と土壌条件)

樹 種	特 性	土壌条件等	主な土壌型
スギ	土壌条件に対し極めて敏感で、肥沃地では生長が良く、条件が悪くなると極端に生長が劣る。	①水分が十分に供給されること。 ②通気、排水が良いこと。 ③養分に富んでいること。 ④土壌が深く、柔らかいこと。	・ B D 適潤性褐色森林土 ・ B D (d) 適潤性褐色森林土(やや乾き型) ・ B E 弱湿性褐色森林土 ・ B l (w) 偏湿性黒色土
ヒノキ	乾性ないし弱乾性土壌ではアカマツに、適潤性ないし弱湿性土壌ではスギに生長が劣る。 スギ、アカマツに比べ浅根性、かつ陰樹であるためスギおよびアカマツとの混交植栽も可能。	①スギと比べて乾性な土壌、土層の浅い土壌でもそれほど生長は低下しない。 ②加湿な土壌、カベ状で堅密な土壌では、スギ以上に生育障害が発生する。	・ B D 適潤性褐色森林土 ・ B D (d) 適潤性褐色森林土(やや乾き型) ・ B E 弱湿性褐色森林土 ・ B l (d) 偏乾性黒色土
アカマツ	土壌の乾性よりも粗孔隙の多少が生育の良否に影響する。 土壌が深く通気のよい土壌では垂下根を地中深くおろし、菌根を発達させて水分、養分の不足に耐えることができる。	① 天然下種更新の場合、スギ・ヒノキに適していない乾性土壌でも生育が可能である。 ② 根の再生力が弱い ため偏乾性土壌(B B, B C等)での人工林は不成績造林地になりやすい。	・ B B 乾性褐色森林土 ・ B C 弱乾性褐色森林土 ・ B D (d) 適潤性褐色森林土(やや乾き型) ・ B l (d) 偏乾性黒色土

(2) 人工造林の標準的な方法

「新たな再造林の手引き」による低コスト型施業（一貫作業＋低密度植栽）を推進し、確実に伐採後の更新を図るものとする。

ア 植栽本数

主要樹種について下表の植栽本数を基準とし、地理的条件や森林所有者の意向を勘案して定めることとする。

(従来型施業) 用途→ 主に製材

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)
ス ギ	全面下刈 5 回、除伐 1 回、間伐 3 回	3,000 本程度
ヒノキ	全面下刈 5 回、除伐 1 回、間伐 3 回	3,000 本程度
マ ツ	全面下刈 5 回、除伐 1 回、間伐 4 回	3,000 本程度
クヌギ等広葉樹	全面下刈 5 回、除伐 1 回、間伐 0 回	3,000 本程度

(低コスト型施業 1) 用途→ 主に製材、合板

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
ス ギ	全面下刈 4 回、除伐 1～2 回、 間伐 2 回	2,000 本程度	人工林 天然林
ヒノキ	全面下刈 4 回、除伐 1～2 回、 間伐 2 回	2,000 本程度	人工林 天然林

(低コスト型施業 2) 用途→ スギ…主に合板 広葉樹…主にチップ

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
ス ギ	部分下刈 3 回、全面下刈 1 回、 除伐 1 回、間伐 0 回	1,000 本程度	人工林 天然林
広葉樹	部分下刈 3 回、除伐 0 回、間伐 0 回	1,000 本程度	人工林
		1,000 本程度 (植栽本数＋ 天然更新)	天然林

樹下植栽本数は、上層木の成立本数を勘案して決定するが、基準をおよそ 1,000～2,000 本/ha とし、また、下層木の生育のための林内の相対照度は 30～50%以上確保するものとする。

イ その他人工造林の標準的な方法

その他人工造林の標準的な方法については、必要に応じて主要な樹種、仕立ての方法別に次表のとおり定める。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵え	伐採者と造林者が連携して、伐採と地拵え（植栽）を同時進行または連続して行う一貫作業の導入を進める。 伐採木、枝条等が植栽やその後の保育作業の支障とならないように整理し、林地の保全に配慮する必要がある場合は、筋置きとするなどの点に留意するものとする。
植 栽	気象、地形、地質、土壌等の自然条件等を考慮し、植栽樹種、植栽方法を定めるとともに、秋植えを原則とするが、風衝地等への植栽は春植えとする。 路網等の条件が整った場所や伐採と地拵え（植栽）を一貫作業する場所は、通年植栽が可能なコンテナ苗の導入を図る。 広葉樹植栽で特に土壌の劣悪な箇所に植栽する場合には、ポット苗等による植栽を考慮する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃を防止するため、地域の実情に合わせ確実な更新を行うものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間を次に定める。

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日まで造林を行うこと
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに造林を行うこと
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地		「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合」は、その後2年以内に造林を行うこと

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

更新樹種は、ブナ、ナラ類等の広葉樹と、アカマツ等の針葉樹とし、いずれも、将来中高木となりうる樹種を選木し育成することとする。

ただし、モウソウチク等の竹類は除く。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

萌芽更新を行う場合、伐採をできるだけ低く行い、発生した萌芽の優劣が明らかとなる3～5年目頃に1株3～4本を目安に整理を行う。また、優秀な目的樹種が少ない場合には苗木の植え込みを行う。

天然下種による更新の場合、ササ等により更新が阻害されている箇所については、刈り出し、地表のかき起こし、枝条整理等の処理によって稚樹の定着を促進する。

また、更新の不十分な箇所には植え込みを行う。

これらにより一定期間内での確実な更新を図るとともに、状況を確認し、更新が確認されない場合は人工造林による更新を図るものとする。

(天然更新) 用途→ チップ

植栽樹種	更 新 方 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
広葉樹	萌芽または天然下種	—	天然林

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を次のとおり定める。

① 更新完了とみなす後継樹の状況

項 目	天然更新の完了基準
樹 高	30cm 以上かつ草丈以上
密 度	更新すべき立木の本数 少なくとも1ha あたり 1,000 本以上 期待成立本数 (3,000 本/ha) の 3 / 10 程度
その他	ササ類や草本類の繁茂等により更新を阻害されるおそれがないこと

② 更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新を図るものとする。

③ 更新の確認方法

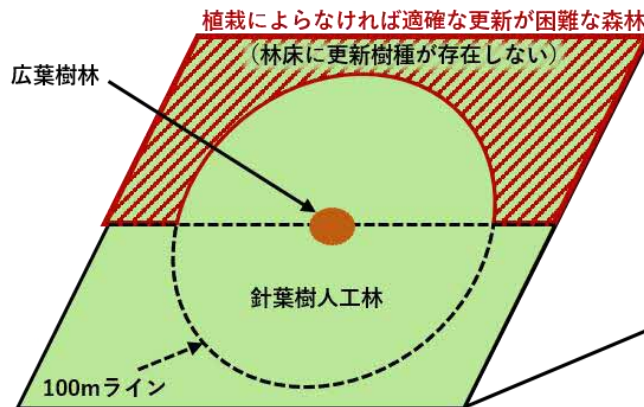
原則として現地での標準地（水平距離 10m×10m）調査を実施することとする。

天然更新対象地面積	標準地の数
1. 0 ha 未満	1 箇所以上
1. 0 ha 以上	2 箇所以上

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする（ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く）。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、森林法第10条の9第4項の規定の他、以下のとおりとする。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合、「Ⅱの第2の1(1)」による

イ 天然更新の場合、「Ⅱの第2の2（1）」による

（2） 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で育成し得る最大の立木の本数として想定される本数は、「Ⅱの第2の2（2）イ」による。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

（従来型施業による体系）

樹種	施業体系	間伐時期（年）			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立て目標 900 本/ha	12～24	19～33	29～50	
ヒノキ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立て目標 800 本/ha	16～25	22～33	30～44	
アカマツ クロマツ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立て目標 400 本/ha	9～18	16～35	24～55	33～47

（低コスト型施業による体系）

樹種	施業体系	間伐時期（年）			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て目標 900 本/ha	18～33	27～48		
ヒノキ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て目標 800 本/ha	22～34	29～45		

間伐の方法

- ・「島根県人工林収穫予想表」を用い、間伐量を決定する。
- ・間伐木の選定に当たっては、初回間伐では、
 - ①有害な木（重要な病虫害被害木等）、
 - ②欠陥の多い木（曲がり木、損傷木等）、
 - ③特異な木（あばれ木等）を中心に選木する。
- ・2回目間伐以降は、収入が得られるよう選木する。
- ・間伐を実施する間隔については、
 - ①標準伐期齢未満：3齢級以上を対象とし、15年に1回以上間伐を行う。
 - ②標準伐期齢以上：林冠が閉鎖するなど、間伐が必要と認められる場合には立木の成長力に留意して間伐を行う。
- ・間伐本数率はおおむね30%を目安とする。

- ・材積に係る伐採率は35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

なお、高性能林業機械等により間伐を行う場合は、伐採の形状を列状にし、効率的に搬出する。この際、伐採後の風害、雪害等を十分考慮し、列幅・伐採率を決定する。

2 保育の作業種別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表を目安に植栽木の生育状況を勘案し、適切に実施するものとする。

また、「新たな再生林の手引き」による低コスト型施業（一貫作業＋低密度植栽）を導入する場合は、下刈回数等が減少することとなり、省力化が期待できる。

（従来型施業による体系）

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈	スギ (秋植)		○	○	○	○	○									
	(春植)	○	○	○	○	○										
	ヒノキ (秋植)		○	○	○	○	○	(○)								
	(春植)	○	○	○	○	○										
	マツ (秋植)		○	○	○	○										
	(春植)	○	○	○	○	○										
	備 考	・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとする。 ・終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。														
つる切	スギ ヒノキ マツ							(○)		(○)			(○)			
	備 考	・下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つるの繁茂状況に応じて行う。 ・() は状況によって実施しない場合がある。														
枝打ち	スギ ヒノキ												○			
	備 考	・経営の目的、樹種の特性、地位※及び地利※等を考慮して行うものとする。														
除 伐	スギ ヒノキ マツ												○			
													○			
													○			
	備 考	・下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。														

(低コスト型施業1 (2,000本/ha 植栽) による体系)

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈	スギ (秋植)			○	○	○	○									
	(春植)		○	○	○	○										
	ヒノキ (秋植)			○	○	○	○	(○)								
	(春植)		○	○	○	○										
	マツ (秋植)			○	○	○	○									
	(春植)		○	○	○	○										
	備 考	・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとする。 ・終期は目的樹種の育成状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。														
つる切	スギ ヒノキ マツ							(○)		(○)			(○)			
	備 考	・下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間でつるの繁茂状況に応じて行うこととする ・()は状況によって実施しない場合がある。														
枝打ち	スギ ヒノキ											○				
	備 考	・経営の目的、樹種の特Ⓕ性、地位※、地利※等を考慮して行うものとする。														
除 伐		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	スギ						1～2 回									
	ヒノキ						1～2 回									
	マツ						1～2 回									
	備 考	・下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその育成状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。														

※地位：林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。一般に1から5の5段階で区分し、数字が小さいほど材積生長量及び上長生長量が大きく地位が高いことになる。

※地利：林地が木材の搬出等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、林道等自動車道路までの距離でランク付けしている。

(低コスト型施業2 (1,000 本/ha 植栽) による体系)

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈	スギ															
	[人伐跡]															
	[天伐跡]															
	(秋植)			△	△	△	○									
	(春植)		△	△	△	○										
下 刈	広葉樹															
	(秋植)			△	△	△										
	(春植)		△	△	△											
備 考		・△…部分下刈り ○…全面下刈 を示す。														
除 伐	スギ															
	[人伐跡]															
	[天伐跡]															
	広葉樹						実	施	し	な	い					
	備 考															

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

3 早生樹に関する事項

多様な森林資源造成のため、早生樹の施業モデルを以下のとおりとする。

早生樹は水分、養分、陽光の要求度が高いことを考慮して植栽地を決定するものとする。また、短伐期で繰り返し収穫を行うため、スギやヒノキに比べて道に近い場所を選定する。

(1) 代表的な早生樹の施業体系

ア コウヨウザン

スギの植栽に適するような、土壌が深く、湿潤な土地に植栽する。

ただし、コウヨウザンは風害に弱いとされていることから、風衝地は避けるものとする。

①造林に関する事項（土壌条件）

樹種	特性	土壌条件等	主な土壌型
コウヨウザン	スギの植栽に適するような土壌が深く、湿潤な条件である湿潤・肥沃・排水性の良い谷部や緩斜面を適地とする。加えて、ヒノキの適地においても良好な事例がある。	①水分が十分に供給されること。 ②通気、排水が良いこと。 ③養分に富んでいること。 ④土壌が深く、柔らかいこと。	・BD 適潤性褐色森林土 ・BE 弱湿性褐色森林土

②造林の標準的な方法

用途→ 主に合板、チップ

育成手法	植栽本数（本／ha）
全面下刈 3 回、除伐 1 回、間伐 1 回	1,500 本程度

③間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施業体系	間伐時期（年）
植栽本数 1,500 本／ha 仕立本数 900 本／ha	17～22

④保育の標準的な方法

保育の種類		実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	秋植		○	○	○											
	春植	○	○	○												
除伐							○									

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

イ センダン

谷部や斜面下部、平地に植栽する。特に通直な材を収穫する場合は芽かきを行う必要があることから、作業の容易な平地での植栽を考慮するものとする。

ただし、センダンは凍害に弱いとされていることから、高標高地での植栽は避けるものとする。

①造林に関する事項（土壌条件）

樹種	特性	土壌条件等	主な土壌型
センダン	水分・養分・陽光の要求度が高い樹種であり、湿潤・肥沃・排水性の良い谷部や緩斜面、平地を適地とする。	①水分が十分に供給されること。 ②通気、排水が良いこと。 ③養分に富んでいること。 ④土壌が深く、柔らかいこと。	・ BD 適潤性褐色森林土 ・ BE 弱湿性褐色森林土

②造林の標準的な方法

用途→ 主に家具材、チップ

育成手法	植栽本数（本／ha）
部分下刈り 1 回、全面下刈 1 回 芽かき 5 回、間伐 2 回	400 本程度

注) 植栽本数が少ないため、必要に応じた補植の実施やその後の適切な保育管理を前提とする。

③間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施業体系	間伐時期（年）	
	初回	2回目
植栽本数 400本/ha 仕立本数 70本/ha	5～6	8～9

④保育の標準的な方法

保育の種類		実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈・ 芽かき	秋植		△	○												
	春植	△	○													
備 考		・△…部分下刈 ○…全面下刈 を示す。 ・芽かきは、△…2回、○…3回 行う。														

注) 施肥、つる切りについては必要に応じて実施する。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林及び公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 機能別施業森林機能に応じた区域

機能別施業森林の名称		対象とする森林
	木材等生産機能維持増進森林	・木材生産を重視し、積極的に森林経営を行う森林 ・公益的機能別施業森林との重複可
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	・木材等生産機能維持増進森林のうち、人工林を中心とした林分で、林地生産力が高く、比較的傾斜が緩やかであり、林道等や集落からの距離が近い森林(循環型林業拠点団地など)(ただし、災害の発生する恐れのある森林を除く)
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	・保安林(水源かん養・干害防備) ・自然公園 ・その他 など
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	・保安林(土砂流出防備・土砂崩壊防備・落石防止・なだれ防止・防雪) ・山地災害危険地区 など
	快適環境形成機能維持増進森林	・保安林(飛砂防備・防風・魚つき) など
	保健文化機能維持増進森林	・保安林(保健・風致) ・自然公園 ・自然環境保全地域 など

(2) 機能別施業森林ごとの標準的な森林施業の方法

機能別施業森林の名称		特定される森林施業の標準的な方法
	木材等生産機能維持増進森林	○通常伐期（標準伐期齢） ・皆伐は20ha以下 ※計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めること
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	○通常伐期（標準伐期齢） ・皆伐は20ha以下 ※当該区域では、人工林の皆伐後は原則植栽とする
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	○伐期の延長（標準伐期齢＋10年以上） ・皆伐は20ha以下 又は、 ○複層林施業や長伐期施業 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	○長伐期施業 ・伐期は標準伐期齢×2以上 ・皆伐は20ha以下 又は、
	快適環境形成機能維持増進森林	○複層林施業（伐採率70%以下） ・維持材積5割以上 又は、
	保健文化機能維持増進森林	○複層林施業（択伐） ・択伐率30%以下 ・維持材積7割以上 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること

(3) 区域の設定

各区分の区域の設定は、以下のとおりとする。

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	別図のとおり	
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林		
快適環境形成機能維持増進森林		
保健文化機能維持増進森林		
木材等生産機能維持増進森林		
特に効率的な施業が可能な森林の区域		

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林の所有形態が小規模で点在していること、林業採算性の低下などから森林所有者の林業への関心が低下していること、不在村森林所有者の未整備林の増加などから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。

そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等への森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の委託の働きかけに努めるとともに、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋、地域協議会を活用した合意形成に努め、また、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託においては、次のような内容について「森林経営委託契約」を取り交わして行うことが望ましい。

(1) 委託事項

- ア 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。
- イ 伐採した木竹の販売を実施すること。
- ウ 森林の保護に関する事項

(2) その他重要な事項

- ア 森林への立ち入り及び施設の利用等
- イ 森林経営計画の作成及び実行
- ウ 委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等
- エ 費用の負担等
- オ 損害の補填等
- カ 災害等による委託事項の不実施
- キ 債務不履行による契約の解除

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

(2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理集積計画又は経営管理実施配分計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林の施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

より効率的な主伐主体による原木の生産基盤とするため、まとまりのある森林資源を有する区域での森林経営計画による施業の集約化を推進することとする。

特にスギ、ヒノキの人工林が充実するエリアを中心に、製紙、燃料用チップやきのこ類の生産資材として利用可能な広葉樹天然林や公益的機能を損なうことなく資源として利用可能な保安林、樹種転換が可能なマツ林なども積極的に森林経営計画に取り込み集約化を図る。

さらに、林内路網の整備や伐採適地の選定等が効率的に行われるよう行政及び森林組合等林業事業体との情報共有及び航空レーザ測量等を活用した森林情報システム（森林GIS）データの更新等を積極的に進め、森林経営計画の作成を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の計画的な実施及び施業の共同化を推進するため、林業普及指導員、森林組合等と連携し普及啓発活動を行い、森林施業を共同して行うための合意形成に努める。

また、森林組合法による共同施業規定制度との連携及びその活用に十分配慮し、森林所有者間の自主的な話し合いを基礎とした施業実施協定の締結を促進する。

さらに、林業を専業としていない森林所有者及び不在村所有者の多い地区においては、森林組合等による施業の受委託を促進し、適正な森林整備に努める。

3 共同して森林整備を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には、次に留意することとする。

- (1) 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業体への経営委託により実施すること。
- (2) 森林施業の共同化を効率的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認すること。
- (3) 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすること。
- (4) 共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網整備にあたっては、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性等に配慮し、森林施業を効率的に実施するため、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムを選択するものとする。

その際、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安として林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて路網を開設することとする。

傾斜区分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		集約化した団地内での路網密度の目安
			基幹路網	
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	175.0m/ha	42.5m/ha	70.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系	137.5m/ha	32.5m/ha	50.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	105.0m/ha	20.0m/ha	20.0m/ha
	架線系	32.5m/ha	20.0m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急峻地 (35° ～)	架線系	10.0m/ha	10.0m/ha	10.0m/ha
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	

※車両系作業システム：木材の木寄・集材を架線を張らずに車両系機械で実施

架線系作業システム：木材の木寄・集材をスイングヤード等の機械を用いて実施

集材機系作業システム：木材の木寄・集材を架線を張り集材機を用いて実施

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

期間内に、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり定める。

路網整備等推進区域	面 積 (ha)	開設予定路線 (路線数)	開設予定延長 (m)	備 考
寺谷地区	28	1	1,600	
入間本谷地区	280	1	5,200	
小阿井谷地区	130	2	5,600	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知)、島根県林業専用道作設指針、島根県森林作業道作設指針で定める規格・構造とする。

イ 基幹路網の整備計画

比較的安価で迅速に開設でき、10tトラックの走行が可能な林業専用道の整備を推進し、森林作業道と組み合わせた効率的な路網の整備を図る。

種 類	路線名	林 業 専用道	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ年 の計画	備考
自動車道	金谷真奥線		1,820	77		舗装
〃	深野菅谷線		5,800	564		〃
〃	民谷つづら畑線		1,400	60		〃
〃	芦谷杉戸線		4,373	183		〃
〃	矢谷深谷線		2,963	87		〃
〃	茂平山深谷線		3,334	127		〃
〃	杉戸篠原線		50	419	○	改良
〃	蓮花寺線		1,307	52	○	〃
〃	高瀬線		3,075	123	○	〃
〃	入間本谷線	○	5,200	280	○	開設
〃	寺谷線	○	1,600	28		〃
〃	小阿井谷1号線	○	4,000	100		〃
〃	小阿井谷2号線	○	1,600	30		〃

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設された基幹路網については、実施要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹路網と連携するとともに適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、島根県森林作業道作設指針に則り開設すること。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

開設された細部路網については、実施要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持管理すること。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

循環型林業を推進するために森林施業の集約化や林業生産基盤の整備とともに、それらを担う技術者の養成など人材の確保・育成を一体的に推進することとする。

また、長期に渡り、持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定確保、生産性の向上など事業の合理化による経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

成熟した森林を活かすための集約化施業や原木集荷の効率化に向けて、高性能林業機械の導入を促進するとともに、地形（傾斜区分）に応じた路網と高性能林業機械を活用した作業システムによる効率的な木材生産を推進する。

また、ICT等の先端技術を活用し、さらなる原木生産コストの低減や木材流通の円滑化を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

市内2か所の木材流通拠点施設を中心として、森林組合等の林業事業体が流域を単位として計画的な林産物を生産し、安定的な供給が可能となる体制の整備に努めるとともに、事業の共同化、木材流通の効率化・省力化の体制整備に努める。

また、製材工場等の原木需要情報と林業事業体の原木供給情報を効率的に共有する仕組みの構築や原木の増産、流通の多様化に対応した原木の仕分け機能の強化、トレーサビリティなど原木管理の効率化に加え、地域材や合法伐採木材を実需者等が選択できる仕組みづくりに向けた取り組みを推進する。

林産物の生産（特用林産）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		計画			備考
	位置	対図番号	位置	規模	対図番号	
木材流通拠点施設	加茂町南加茂		—	—	—	
木材流通拠点施設	吉田町吉田		—	—	—	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成が図られるよう、生育状況など地域の実情に応じて被害防止に効果的な方法により、植栽木の保護措置（立木の剥皮被害や植栽木の食害等を防止するための防護柵や枝条巻等）または捕獲等による鳥獣害防止対策を講じるものとする。

この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携、調整に努める。

2 その他必要な事項

現地調査や各種会議、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行い、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するとともに、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努め、継続的に発生している松くい虫被害、ナラ枯れ被害は次の対策を進める。

ア 松くい虫被害対策

高度公益機能森林や地区保全森林等の対策対象松林において防除措置を行う。
対策対象松林以外では、必要に応じて対策を講じる。

また、他の樹種に転換可能な松林については、樹種転換を促進する。

イ ナラ枯被害対策

被害の早期発見と被害木の確実な処理に努める。

また、被害に遭いにくい若い林分に更新することで被害発生抑制に努める。

(2) その他

被害対策を効果的に実施するため、市町村、県、国有林等の関係機関および林業事業体との連携を図りながら進める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外の対象鳥獣による森林被害については、生息数調査や被害木調査などにより、生息状況及び被害状況を把握し、被害が拡大した場合は速やかに対策が講じられるよう注視する。

3 林野火災の予防の方法

(1) 森林の巡視に関する事項

保安林及び森林レクリエーションのため利用者が多く山火事等による森林被害が多発する恐れがある森林を中心に重点的に森林被害等の巡視を行う。

(2) 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

人の入り込みの多い森林を対象に防火標識等を配置するとともに関係機関と連携を図りながら消火設備の充実に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、森林法第21条及び「雲南市火入れに関する条例（平成16年雲南市条例第249号）」に従うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林は、以下のとおり。

地区名	区域面積 合計	松くい虫防除計画区域面積（ha）			
		高度公益機能 森林	地区保全森林	被害拡大防止 森林	地区被害拡大 防止森林
幡屋地区	75	6.9	68.1	—	—

(2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、実施する地区の選定を適切に行うこととします。

なお、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透性や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施などに配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地において、制度を適切に運用することとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

斐伊川地域森林計画に定める「保健機能森林の基準等」に基づき、保健機能森林の区域を次表のとおり定める。

森林の所在		森林の種類別面積 (ha)						備考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
三刀屋町給下 1379, 1381, 1383-1, 1584-1, 1586-1, 1586-4, 1593-1, 1794, 1795, 10021-87	416-ハ、ニ	33.09	9.93	22.16	0.44	0.56		

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
保育	間伐、除伐を積極的に行う。
伐採	択伐を原則とする。
その他	複層林施業及び長伐期を推進する。

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
森林保健施設の設置・整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全等に配慮し、利用者の意向等をふまえて、森林経営計画に基づき適切に実施し、適切な管理・運営を行う。 主たる施設：野鳥観察小屋、交流施設、バンガロー等宿泊施設、展望施設等

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
ス ギ	1 7 m	
ヒノキ	1 5 m	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域については、谷・尾根等の地理的要因、公道を含む林道等路網整備状況、木材生産団地の設定状況等から勘案し、以下のとおり定める。

区域名	林班	区域面積 (ha)
大東①	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 36, 37, 38, 39	1, 824
大東②	32, 33, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102	1, 800
大東③	40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112	1, 124
大東④	113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136	1, 242
大東⑤	137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154	1, 219
大東⑥	155, 156, 157, 158, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177	1, 178
大東⑦	69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81	1, 019
大東⑧	59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 159, 160, 161, 162, 163	1, 221

加茂	201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237	1, 659
木次①	304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 328, 329, 330, 331, 332	1, 331
木次②	301, 302, 303, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339	1, 190
木次③	340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363	1, 209
三刀屋①	405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427	1, 302
三刀屋②	446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475	1, 827
三刀屋③	476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503	1, 829
三刀屋④	401, 402, 403, 404, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445	1, 275
吉田①	601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646	1, 397
吉田②	617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638	1, 727
吉田③	647, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714	4, 834
吉田④	715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732	1, 344
掛合①	801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860,	2, 609
掛合②	827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894,	2, 352
掛合③	895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920,	2, 106
掛合④	861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884,	1, 711

区域計画については、谷尾根等の地理的要因、公道を含む林道等路網整備状況、木材生産団地の設定状況等勘案し定めた。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

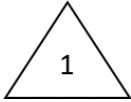
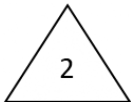
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- (1) 「雲南市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共建築物等において市産材の利用促進に努めるとともに、民間建築物においても市産材が広く使用されるよう普及啓発を行う。
- (2) 雲南市脱炭素社会実現計画に基づき、市民・事業者・行政が協働連携して脱炭素社会実現プロジェクト（「再生可能エネルギーの推進」、「省エネの推進」、「森林資源の活用」、「ごみゼロ社会の実現」）を展開し、持続循環型社会への転換を目指します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林に親しむ場であり、森林環境教育にも利用される森林の総合利用施設については、適切な維持管理に努めるものとし、地域の実情や地域住民の意向を踏まえた整備を行うこととする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
健康の森	木次町 西日登	3 5 ha バンガロー 8 棟,テニスコート 4 面, バスターゴルフ場,管理棟 1 棟, 多目的広場,アスレチック遊具, 休憩施設 1 棟,創作研修施設, 神楽殿,林間駐車場, 炊事棟,炊飯施設,案内板, 遊歩道	—	—	
神話の森 峯寺森林公園	三刀屋町 給下	2 3 ha 交流施設,野鳥観察小屋, バンガロー,展示台,吊り橋, ピクニック広場	—	—	

5 住民参加による森林整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項
森林環境教育、健康づくり等の場として、幅広い森林利用を推進するとともに、森林づくりボランティア活動の促進など県民参加の森林づくりを推進する。
また、緑の少年団結成及び活動を支援するとともに、各交流センターを中心とした緑化活動を通じて自然の大切さやふるさとへの愛着を育む森林づくり

の直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市は、一級河川斐伊川の中間地域に位置しており、斐伊川流域林業活性化センターを中心とした活動に積極的に取り組むこととする。

また、斐伊川流域の水源地帯の森林造成及び整備を図ることにより、森林の持つ水源かん養や国土保全等の公益的機能を高め、下流域の水資源の確保や宍道湖・中海の水質の保全を図るため、上下流域が一体となった森林整備の推進を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	備 考
未設定			

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令林に関する事項

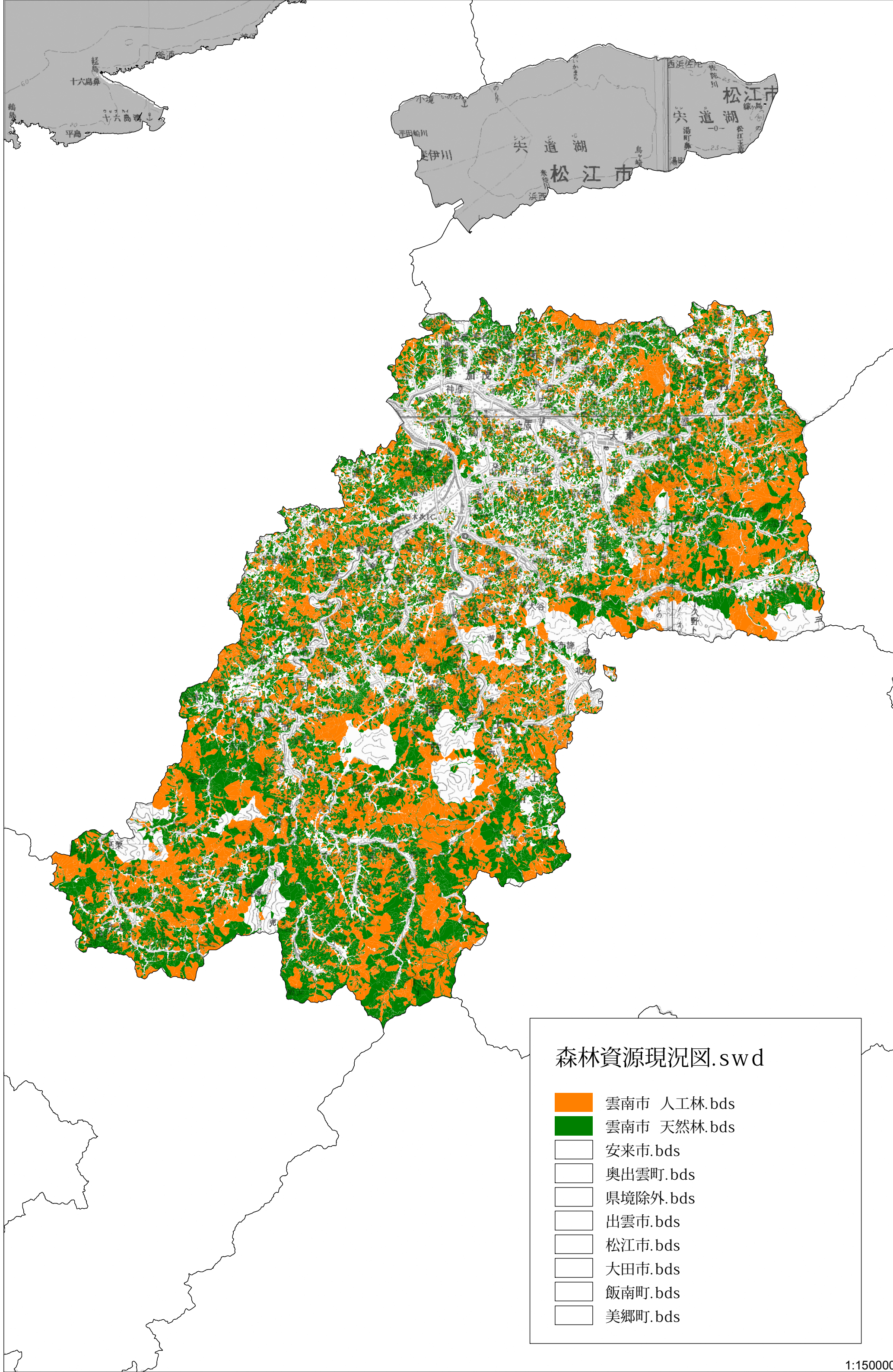
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。

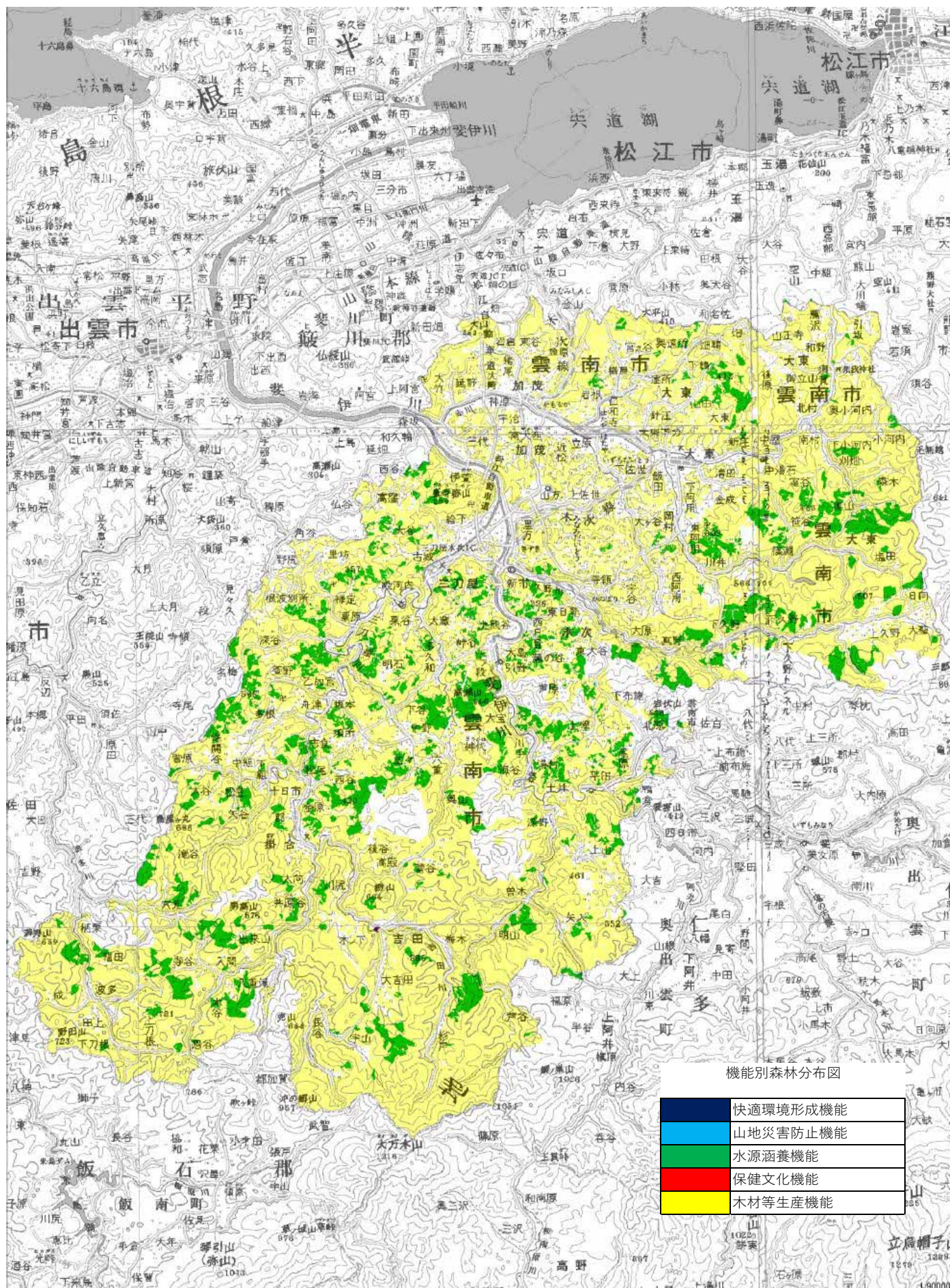
(2) 公有林の整備に関する事項

本市の市有林・市行造林面積は、1,056haのうち835haが人工林針葉樹となっており、本計画に沿って作成する森林経営計画に基づき、適切な森林管理を行う。

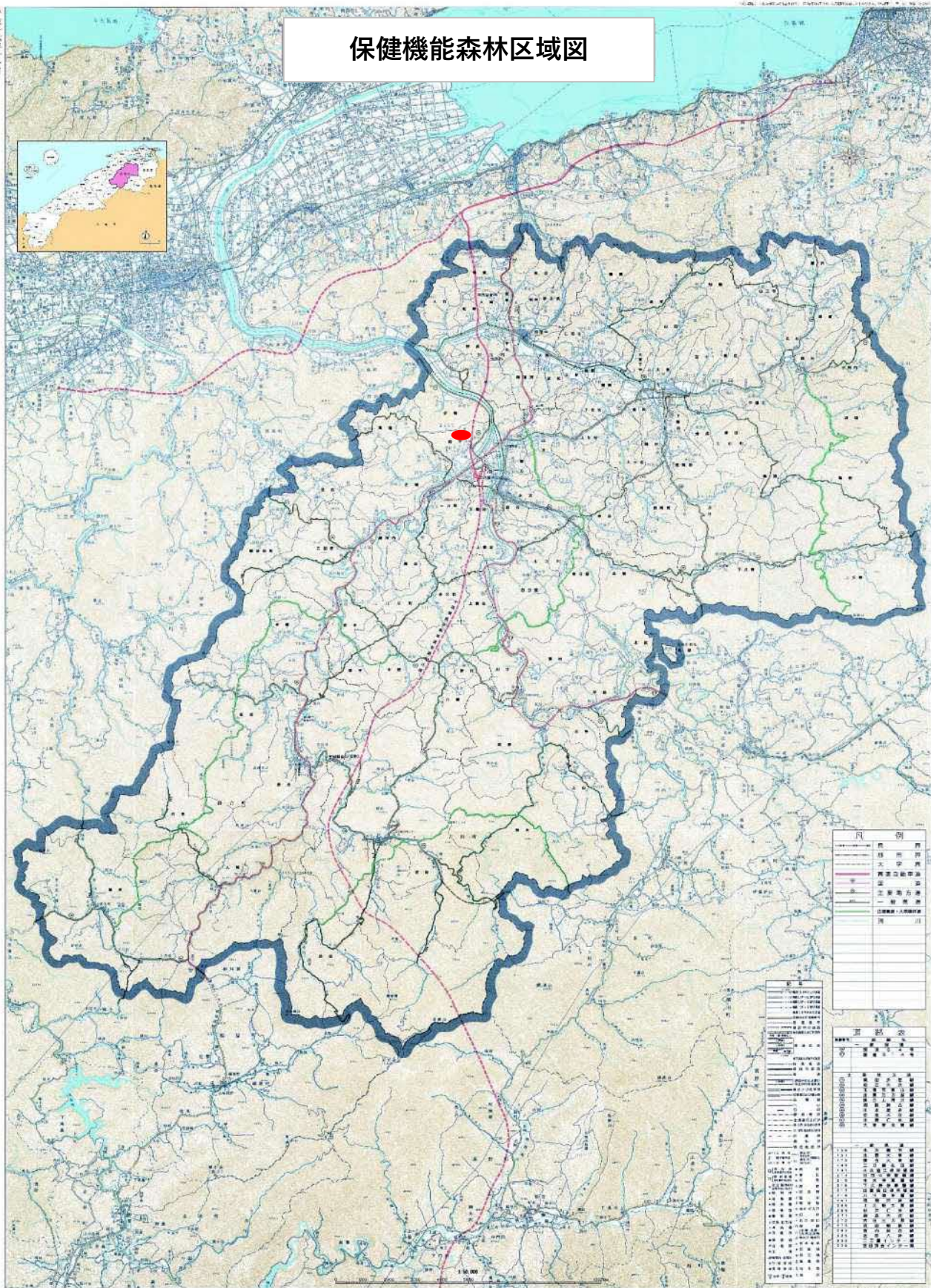
(3) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

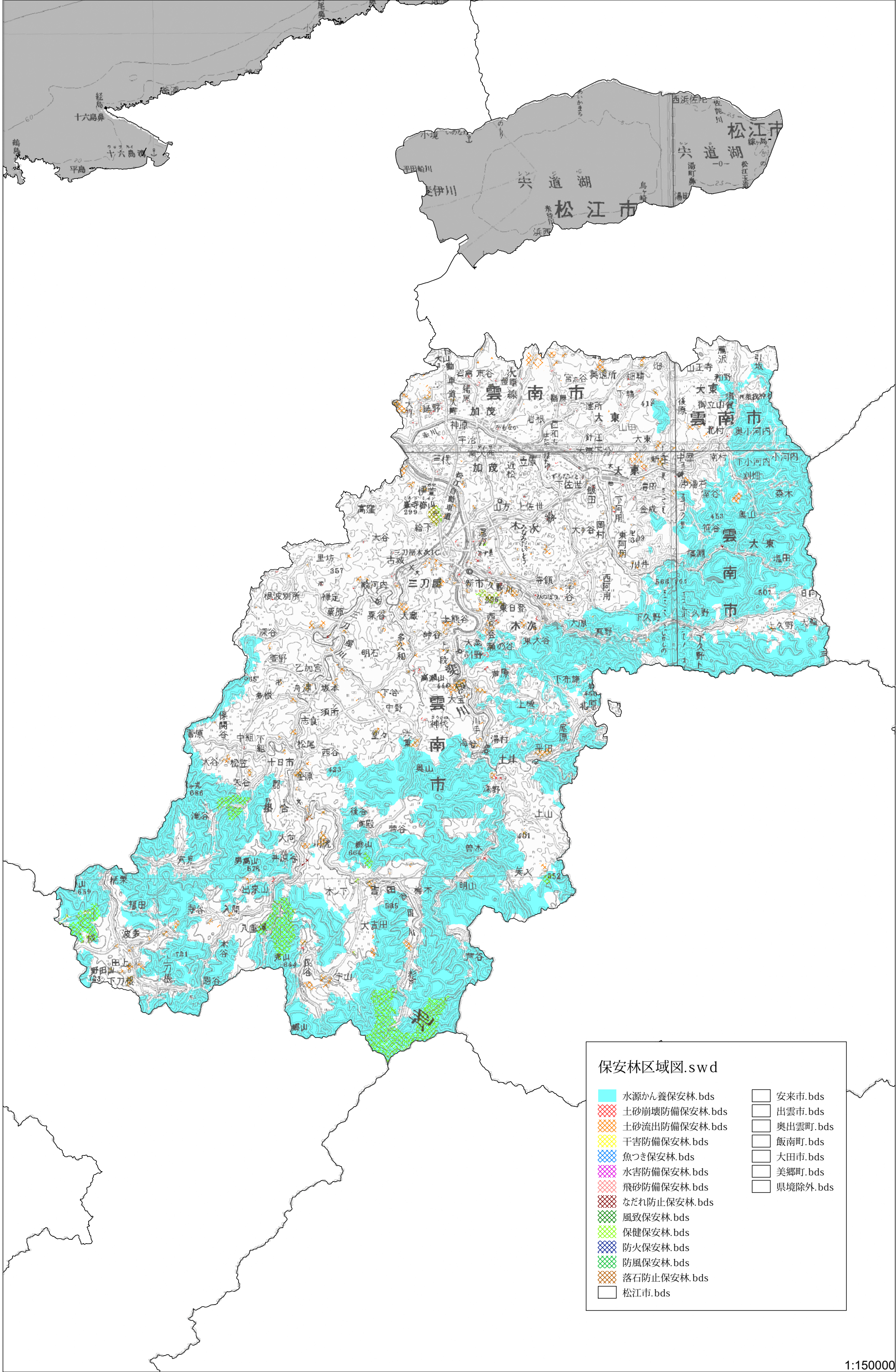
森林施号の円滑な実行確保を図るため、県等の指導期間や森林組合との連携を密にし、普及啓発、林業経営意欲の向上に努める。





保健機能森林区域図





平成十八年一月

雲南市管内図



拡張（舗装）

①金谷真奥線

⑥茂平山深谷線

②深野菅谷線

⑤矢谷深谷線

③民谷つづら畑線

④芦谷杉戸線

凡 例	
	県 界
	市 界
	町 界
	高速自動車道
	国 道
	主要地方道
	一般県道
	広域農道 大規模林道
	河 川
	湖 池
	滝
	トンネル
	橋
	駅
	郵便局
	学校
	寺 社
	神社
	墓 地
	公園
	森林
	山
	丘陵
	平 野
	沼 澤
	干 潟
	海 浜
	島
	半島
	海峡
	湾
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡
	海峡

雲南市

雲南市管内図

改良

蓮花寺線

凡 例

——	国 界
——	道 市 界
——	大字 界
——	町 界
——	村 界
——	主要地方道
——	一般道
——	河 川
——	湖 池
——	山 岳
——	森林
——	農地
——	住宅地
——	工業地
——	商業地
——	公共施設
——	交通施設
——	その他

道路表

路線名	区間	距離 (km)	備考
国道10号	雲南町 - 大田町	1.2	
	大田町 - 雲南町	1.2	
県道10号	雲南町 - 大田町	1.2	
	大田町 - 雲南町	1.2	
町道10号	雲南町 - 大田町	1.2	
	大田町 - 雲南町	1.2	
村道10号	雲南町 - 大田町	1.2	
	大田町 - 雲南町	1.2	

地域森林計画に記載する林道等の計画

林道拡張（改良） 雲南市 高瀬線

③



雲南市管内図

開設

林業専用道 入間本谷線

例

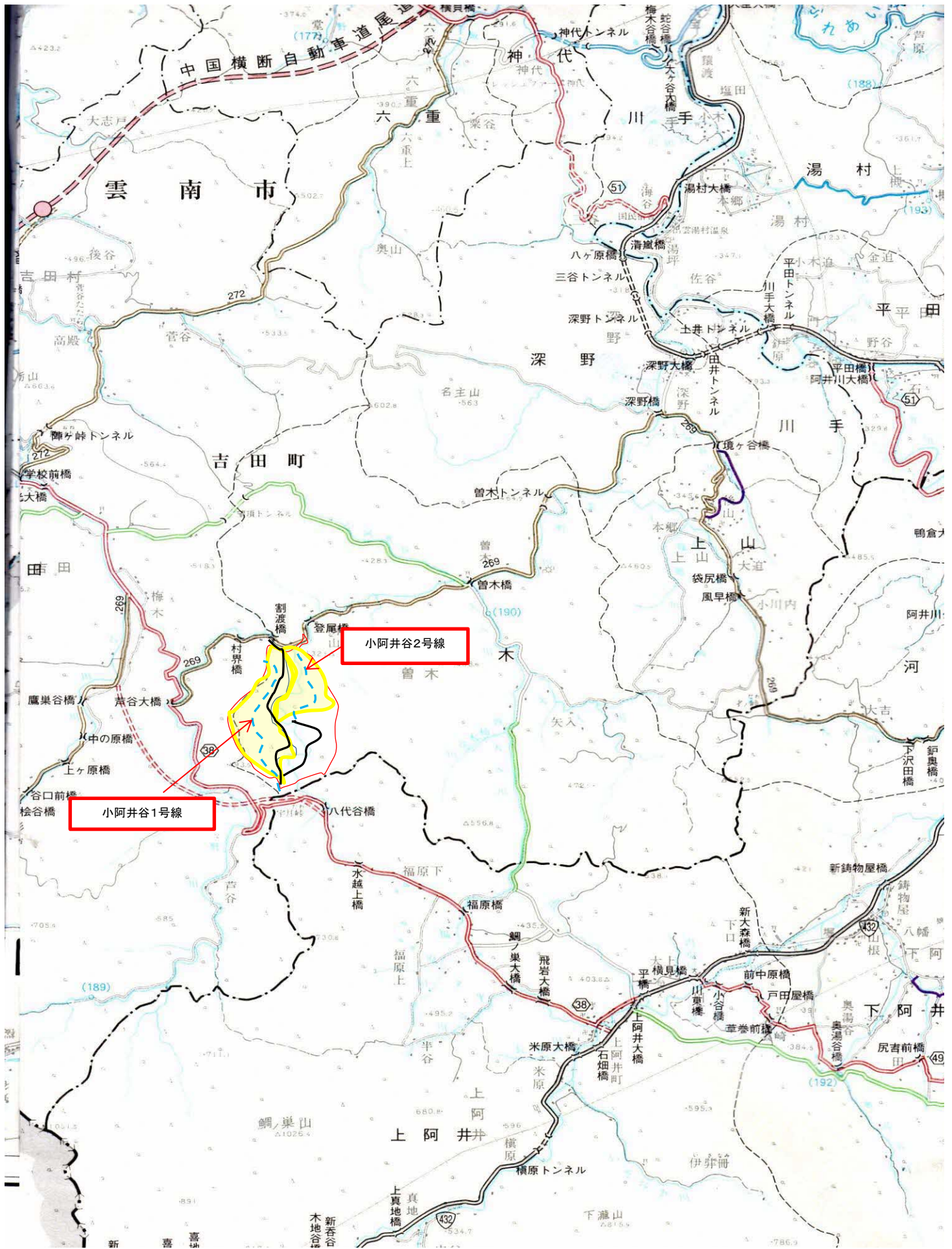
——	市界
——	町界
——	大字界
——	高速自動車道
——	国道
——	主要地方道
——	普通道
——	河川

道路表

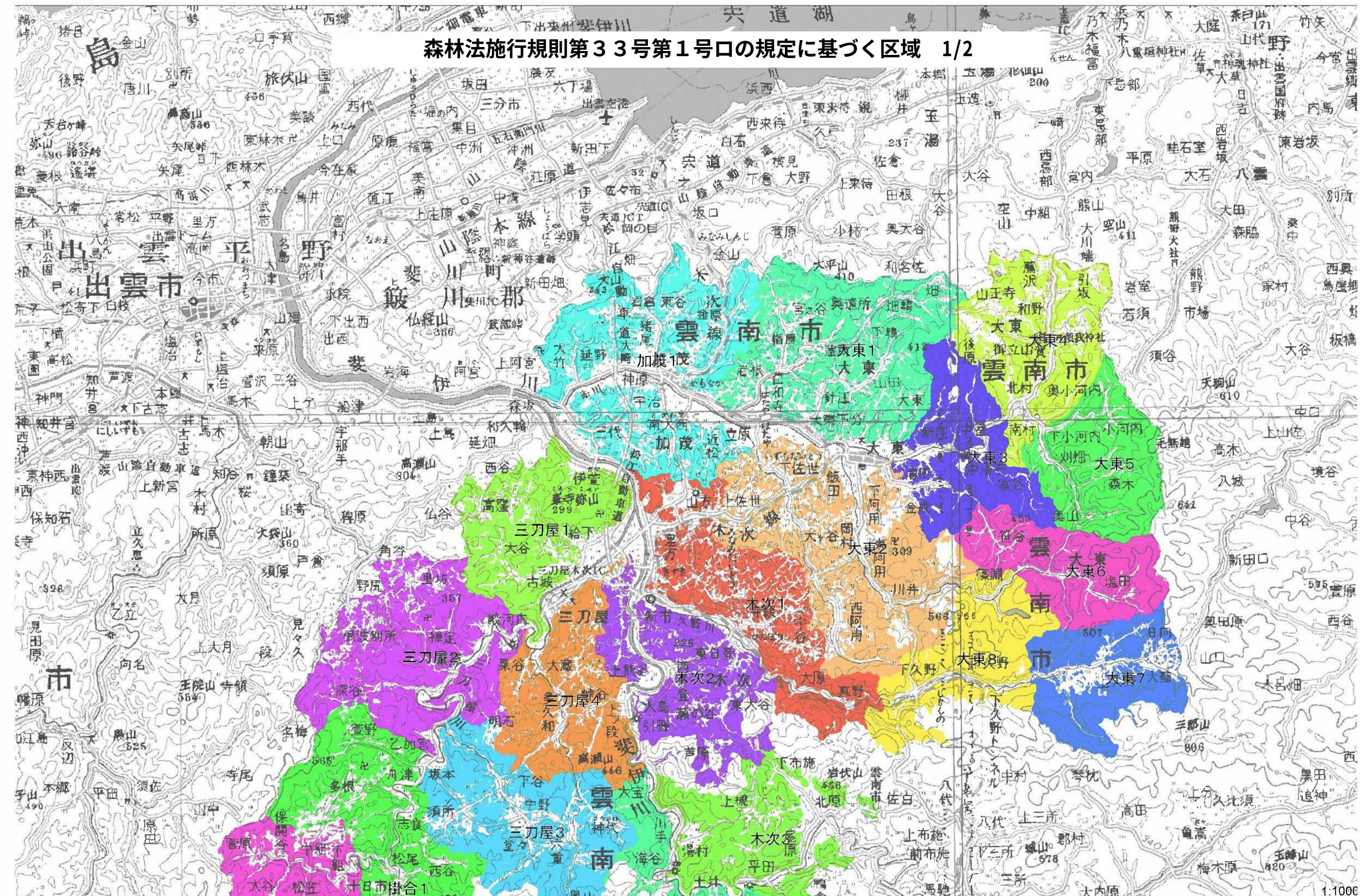
路線番号	路線名	延長(km)	規格	備考
1	入間本谷線	1.2	林業専用道	
2	雲南線	1.5	普通道	
3	雲南線	1.5	普通道	
4	雲南線	1.5	普通道	
5	雲南線	1.5	普通道	
6	雲南線	1.5	普通道	
7	雲南線	1.5	普通道	
8	雲南線	1.5	普通道	
9	雲南線	1.5	普通道	
10	雲南線	1.5	普通道	
11	雲南線	1.5	普通道	
12	雲南線	1.5	普通道	
13	雲南線	1.5	普通道	
14	雲南線	1.5	普通道	
15	雲南線	1.5	普通道	
16	雲南線	1.5	普通道	
17	雲南線	1.5	普通道	
18	雲南線	1.5	普通道	
19	雲南線	1.5	普通道	
20	雲南線	1.5	普通道	
21	雲南線	1.5	普通道	
22	雲南線	1.5	普通道	
23	雲南線	1.5	普通道	
24	雲南線	1.5	普通道	
25	雲南線	1.5	普通道	
26	雲南線	1.5	普通道	
27	雲南線	1.5	普通道	
28	雲南線	1.5	普通道	
29	雲南線	1.5	普通道	
30	雲南線	1.5	普通道	
31	雲南線	1.5	普通道	
32	雲南線	1.5	普通道	
33	雲南線	1.5	普通道	
34	雲南線	1.5	普通道	
35	雲南線	1.5	普通道	
36	雲南線	1.5	普通道	
37	雲南線	1.5	普通道	
38	雲南線	1.5	普通道	
39	雲南線	1.5	普通道	
40	雲南線	1.5	普通道	
41	雲南線	1.5	普通道	
42	雲南線	1.5	普通道	
43	雲南線	1.5	普通道	
44	雲南線	1.5	普通道	
45	雲南線	1.5	普通道	
46	雲南線	1.5	普通道	
47	雲南線	1.5	普通道	
48	雲南線	1.5	普通道	
49	雲南線	1.5	普通道	
50	雲南線	1.5	普通道	
51	雲南線	1.5	普通道	
52	雲南線	1.5	普通道	
53	雲南線	1.5	普通道	
54	雲南線	1.5	普通道	
55	雲南線	1.5	普通道	
56	雲南線	1.5	普通道	
57	雲南線	1.5	普通道	
58	雲南線	1.5	普通道	
59	雲南線	1.5	普通道	
60	雲南線	1.5	普通道	
61	雲南線	1.5	普通道	
62	雲南線	1.5	普通道	
63	雲南線	1.5	普通道	
64	雲南線	1.5	普通道	
65	雲南線	1.5	普通道	
66	雲南線	1.5	普通道	
67	雲南線	1.5	普通道	
68	雲南線	1.5	普通道	
69	雲南線	1.5	普通道	
70	雲南線	1.5	普通道	
71	雲南線	1.5	普通道	
72	雲南線	1.5	普通道	
73	雲南線	1.5	普通道	
74	雲南線	1.5	普通道	
75	雲南線	1.5	普通道	
76	雲南線	1.5	普通道	
77	雲南線	1.5	普通道	
78	雲南線	1.5	普通道	
79	雲南線	1.5	普通道	
80	雲南線	1.5	普通道	
81	雲南線	1.5	普通道	
82	雲南線	1.5	普通道	
83	雲南線	1.5	普通道	
84	雲南線	1.5	普通道	
85	雲南線	1.5	普通道	
86	雲南線	1.5	普通道	
87	雲南線	1.5	普通道	
88	雲南線	1.5	普通道	
89	雲南線	1.5	普通道	
90	雲南線	1.5	普通道	
91	雲南線	1.5	普通道	
92	雲南線	1.5	普通道	
93	雲南線	1.5	普通道	
94	雲南線	1.5	普通道	
95	雲南線	1.5	普通道	
96	雲南線	1.5	普通道	
97	雲南線	1.5	普通道	
98	雲南線	1.5	普通道	
99	雲南線	1.5	普通道	
100	雲南線	1.5	普通道	



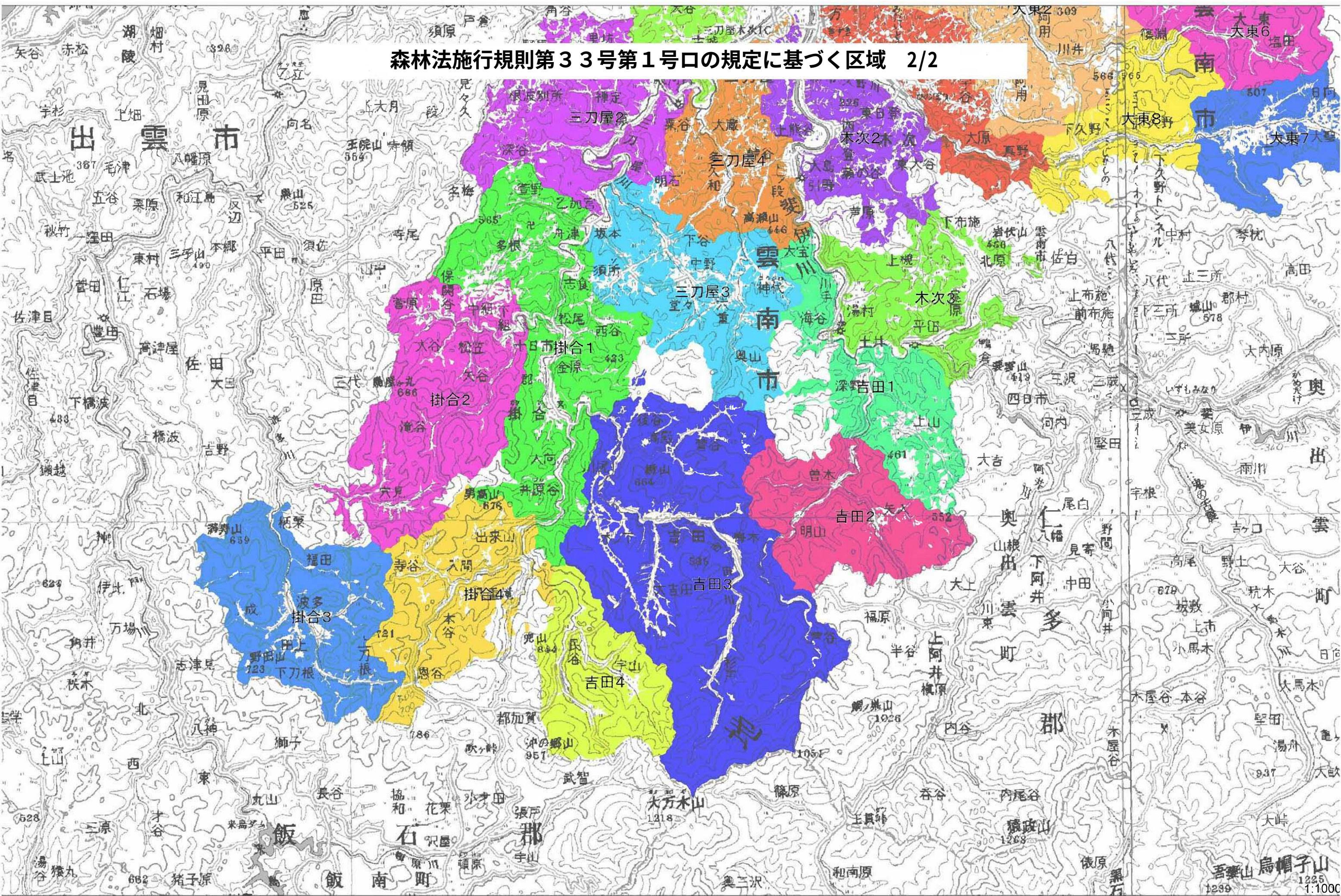
①林業専用道(規格相当)
寺谷線



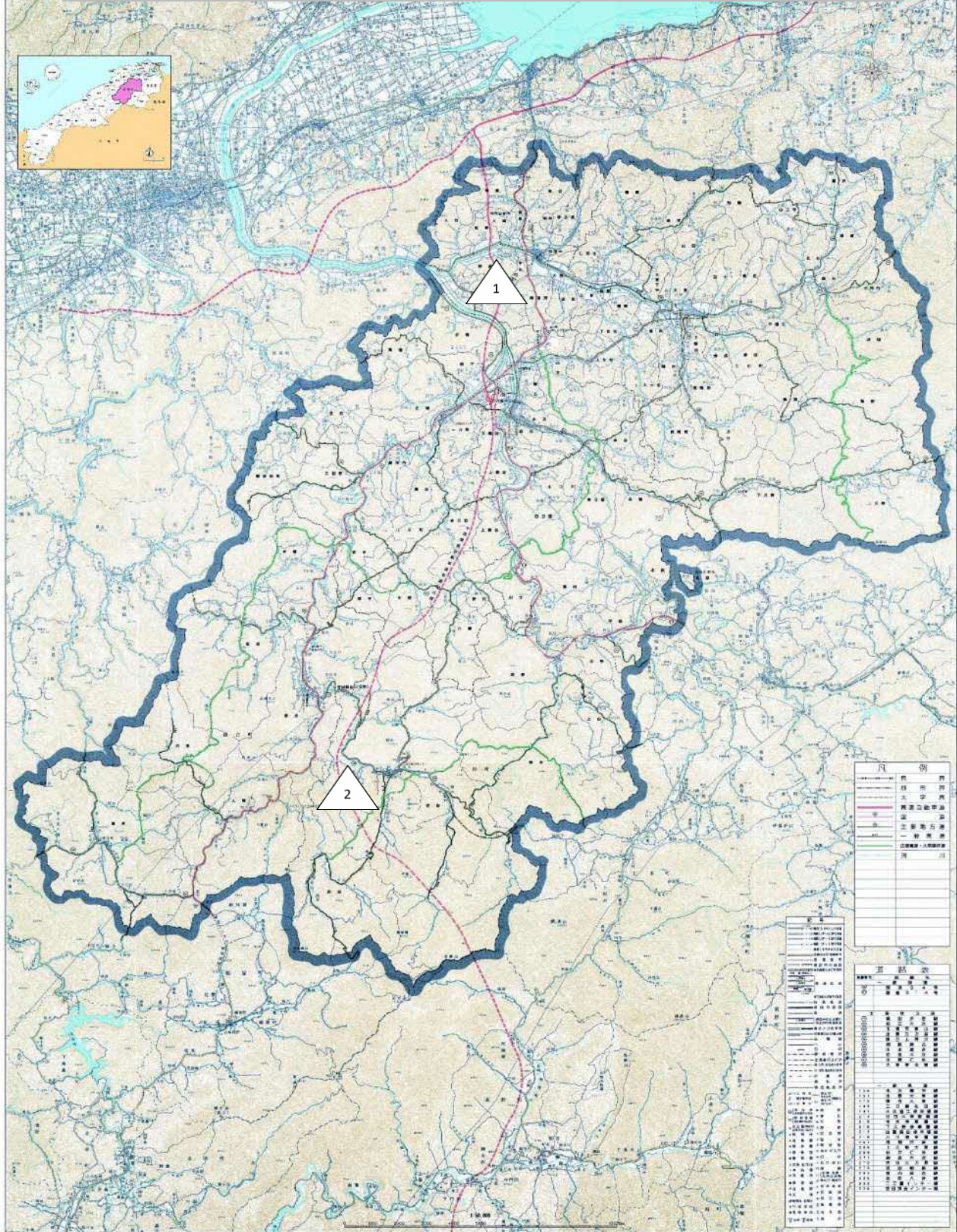
森林法施行規則第33号第1号口の規定に基づく区域 1/2



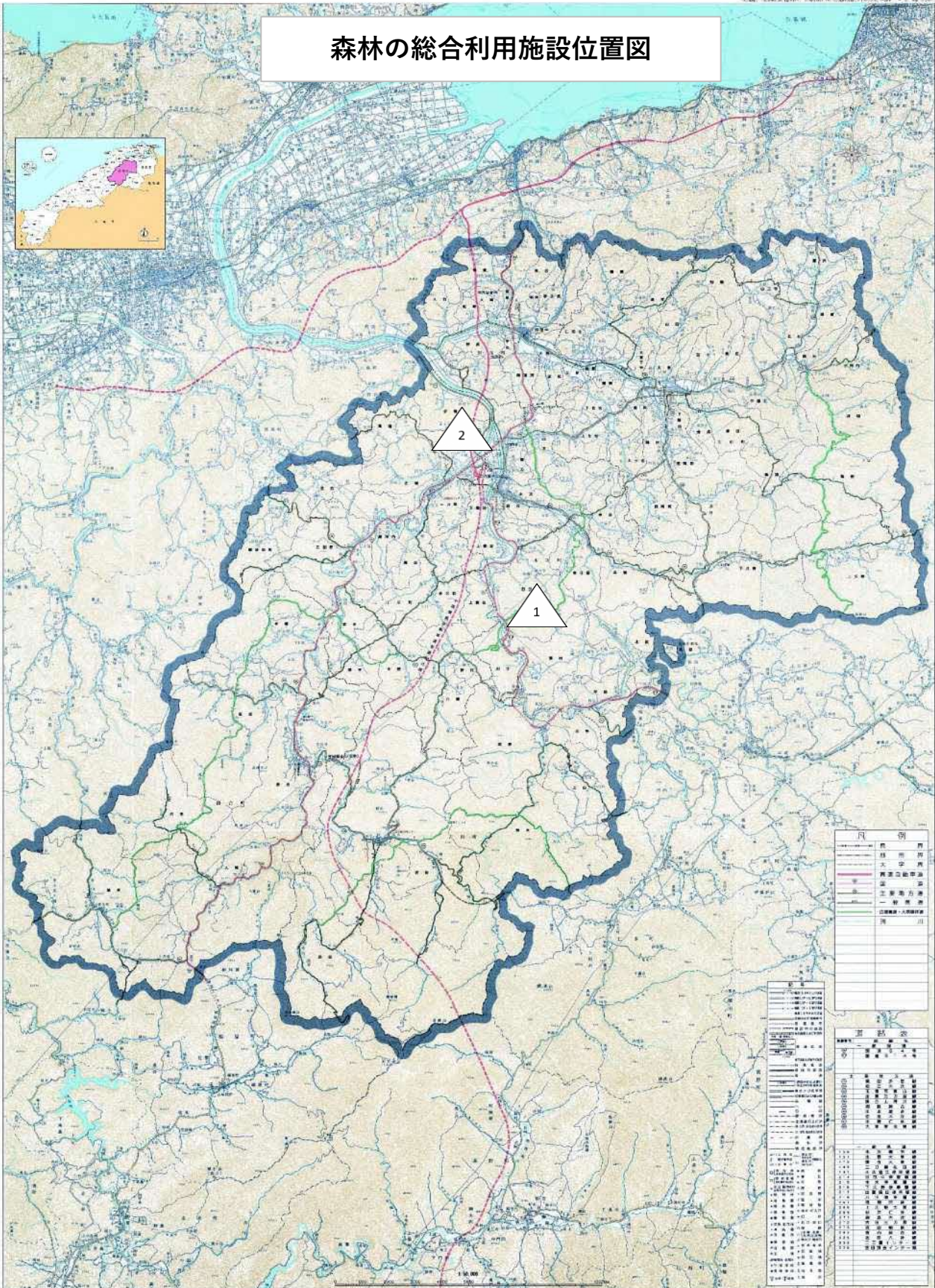
森林法施行規則第33号第1号口の規定に基づく区域 2/2



林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設位置図



森林の総合利用施設位置図



松くい虫防除計画区域図

